

【令和4年度 個別事業一覧】

個別事業一覧は、地域強靭化に関する施策・事業を集約したものです。このうち、網掛けしている事業は実施計画（ハード事業500万円以上、ソフト事業200万円以上）の事業で、No.に○囲みの事業は国の国土強靭化補助金・交付金制度等を活用している事業です。

No.	事業名	事業内容	担当課
1 直接死を最大限防ぐ			
1	住宅耐震改修促進事業	昭和56年5月31日以前に建築した木造戸建て住宅の居住者で、耐震診断の結果、耐震改修を行う者について、1戸当たり60万円を限度として耐震改修工事に要する費用の50%に相当する額の補助金を給付する。	都市計画課
2	ブロック塀等撤去促進事業	不特定多数の人が通行する道路に面する危険ブロック塀の撤去に係る補助金を給付する。	都市計画課
3	空き家利活用促進事業	市場に流通しにくい空き家を空き家バンクに登録推進し、その空き家の改修・購入する場合の補助金を給付する。	都市計画課
4	干潟区（干潟・花立102号線）道路整備事業	干潟・花立102号線道路整備事業 : L=600m W=5.0m 県道本郷基山停車場線から干潟集落を通過し花立区へ通じる生活道路であり、現況の道路幅員はW=2.0m程しかない狭隘な道路である。道路整備により、通学路の安全確保と、利便性向上を図る。	都市整備課
5	後退道路用地に伴う整備事業	小都市における計画的なまちづくりを推進するため、農地転用及び建築行為等に伴って、公共施設の整備をはかることにより、良好な市街地の形成を確保するとともに、生活環境の向上に寄与することを目的とする。	都市整備課
6	公園施設長寿命化対策事業	「小郡市公園施設長寿命化計画」に基づき公園施設の更新を行うことで、施設の長寿命化が図られるとともに、公園利用者の安全性・快適性を確保する。	まちづくり推進課
7	三国・津古5310号線道路整備事業	地域住民の利便性の向上を図るとともに、緊急車両等の良好な通行を可能にするため、道路の拡幅整備を行う。 整備延長L=8.6m、幅員W=6m	まちづくり推進課
8	大規模改造事業	教育環境の整備と施設の安全向上を図るため、学校施設の大規模な改修等を行う事業である。	教育総務課
9	校舎・体育館整備事業	教育環境の整備と施設の安全向上を図るため、学校施設（校舎・体育館等）の新增改築改修等の整備を行う事業である。	教育総務課
10	放課後児童健全育成事業	日常業務において施設の安全点検及び安全対策に努めるよう指導・助言を行う。	子ども育成課
11	スマートIC設置関連事業	九州自動車道の鳥栖JCT～久留米IC間にスマートICを設置する。	都市整備課
12	道路橋梁長寿命化修繕事業	老朽化する道路橋について、長寿命化修繕計画を策定することで予防的な修繕、計画的な架替を行い橋梁の長寿命化に伴う維持修繕費用の軽減を図る。	都市整備課
13	河川維持補修事業	市営河川の護岸整備工事又は、修繕工事及び浚渫作業を行う。	都市整備課
14	排水路整備事業（工事・修繕）	排水路の流下能力の維持・拡充のため、素掘り水路をコンクリート化等へ整備を実施する。	都市整備課
15	河川改修事業（市営河川石原川・鎌巻川）	市営河川石原川・鎌巻川の流域治水を踏まえた改修計画の策定および河川改修	都市整備課
16	若山堤流域治水対策事業	若山堤については、雨水調整池への機能転換のため、総合的な治水対策を策定し、機能強化を図るために必要な施設整備を実施する。	都市整備課
17	公共下水道整備事業（雨水）	重点施策として大雨による道路冠水等を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的として、雨水幹線の整備を実施するものである。	下水道課

